

令和4年度 第2回阿見町農業委員会 議事録

1. 日 時：令和4年5月11日（水）午後3時

2. 場 所：阿見町役場 4階 全員協議会室

3. 出席委員：農業委員 9名

農地利用最適化推進委員 10名

| | |
|-----------|-----------|
| 2番 藤平清子君 | 1番 飯塚尚志君 |
| 3番 吉田和嗣君 | 2番 糸賀稔君 |
| 4番 本間保君 | 3番 細田展之君 |
| 5番 吉田修夫君 | 4番 山崎翔子君 |
| 6番 大塚芳夫君 | 5番 吉田浩君 |
| 7番 島田辰男君 | 6番 吉田一男君 |
| 8番 小松崎秀昭君 | 7番 諏訪原昌子君 |
| 9番 中島悟君 | 8番 野口勝弘君 |
| 10番 横張清彦君 | 9番 秋葉政男君 |
| | 10番 小見川清君 |

4. 欠席委員：農業委員 1番 柳生利幸 君

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第10号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第11号 農地法第4条の規定による許可について

議案第12号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第13号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第14号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

議案第15号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画及び
農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分
計画の決定について

議案第16号 農地の競売・公売参加に対する買受適格証明の発行について

報告第4号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定
について

報告第5号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定
について

報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第7号 非農地判断について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 浅野 裕治 君

農業委員会事務局 久保田義和 君

農業委員会事務局 小松崎一拓 君

7. 会議の概要

午後3時 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議長： 本日の出席農業委員 9 名、出席推進委員 10 名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、3 番吉田和嗣委員・4 番本間保委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

<議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議長： 議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可について を議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可について
今回は、3 件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

整理番号 1 番について説明いたします。

申請地は、さわやかセンターから南西へ約 700m に位置し、大字阿見の土地は農振農用地区域内の農地であります。作付予定作物は 4,000 m² を水稻、残りは花木です。営農の主体を子に継承させる目的での贈与になります。

整理番号 2 番について説明いたします。

申請地は、君島交差点から南西へ約 350m に位置し、農振農用地区域内の農地であります。作付予定作物は落花生ほかです。

整理番号 3 番について説明いたします。

申請地は、追原の蔵福寺から東へ約 250m に位置し、農振農用地区域内の農地であります。作付予定作物は水稻です。

以上の 3 件につきまして、農地法第 3 条第 2 項各号に該当する項目を、申請書類及び添付資料等にて確認しましたが、特に問題となるような項目は見受けられませんでした。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 1 番を 8 番小松崎秀昭委員、整理番号 2 番 3 番を 5 番吉田修夫委員お願いいたします。

8 番： 整理番号 1 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。親子関係の贈与での申請です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

5 番： 整理番号 2 番 3 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は、耕作中の農地で、管理は適正に行われています。周辺農地への影響も見受けられませんでしたので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第 11 号 農地法第 4 条の規定による許可について>

議長： 続いて、議案第 11 号 農地法第 4 条の規定による許可について を議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第 11 号 農地法第 4 条の規定による許可について
今回は、1 件の申請がありました。資料の補正がございます。ミスプリントによる小字名の修正 1 箇所と、申請地 2 筆の記載漏れがありましたので加除修正願います。それでは整理番号 1 番について説明いたします。

申請地は圏央道牛久阿見IC出入口交差点から東へ約600mに位置しており、周囲は10ha以上農地が広がっていることから第1種農地と判断しました。集落に接続して設置されるものであり、選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

計画内容は、自己用住宅が木造平屋建て建築面積は102.27㎡。造成計画は現状のまま利用し、用排水計画は、地下水汲み上げ、雨水は敷地内に浸透枿を設置、汚水雑排水は合併浄化槽処理後敷地内処理します。資金調達は自己資金により賄い、他法令について、自己用住宅は都市計画法第29条許可申請済であります。文化財保護法につきましては、周知の包蔵地には含まれておりません。

また、追認案件となる資材置場には、建築物が確認されたため、代理人に対し是正をするよう口頭指導を行っております。昨日の現地調査の際に、申請人も同席されたので、改めて同様の口頭指導を行いました。

これらの農地は、平成7年9月30日に相続により取得。平成24年頃から資材置場として利用していたとの事です。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を6番大塚芳夫委員お願いいたします。

6番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は、隣地境界について問題なく、土地利用計画内容について、都市計画法第29条開発許可、既存集落内の自己用住宅ということです。周辺農地への影響はありませんでした。ですが、申請地内において既に倉庫2棟、プレハブ1棟が建築されています。これについて、速やかに撤去し、現状回復していただかないと、許可ということにはなりませんので、保留と判断します。ご審議のほどよろしくお願いたします。

事務局： 補足といたしまして、建築物の中にあるものの移動先が決まっておらず、まだ回答はいただいております。今後、代理人と申請者との間で協議を重ね、進めていきたいと思っております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第11号 農地法第4条の規定による許可について採決をいたします。本案について、保留することについて、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、保留することに決定いたします。

<議案第12号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議長： 続いて、議案第12号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第12号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

今回は、8件の申請がありました。資料の訂正があります。4ページの整理番号に記載誤りがございます。5番が2件表示されていますので、下段を6番、以下についても順に7番、8番に訂正をお願いします。その他の主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号1番について説明いたします。

申請地は本郷ふれあいセンターから北東へ約550mに位置しており、周囲は宅地に囲まれ、10ha未満の小集団の農地であり、第3種農地にも該当しないので第2種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する

代替性がないことを確認しています。

計画内容は、木造平屋建て建築面積は79.49㎡。造成計画は現状のまま利用し、用排水計画は、公共上水道、雨水は敷地内に開発用浸透枳を設置し水路へ放流。汚水雑排水は合併浄化槽処理後水路へ放流します。資金調達は、住宅ローンにより賄い、他法令については、都市計画法第29条許可申請済であります。文化財保護法につきましては、周知の包蔵地には含まれておりません。2筆ありますが、201㎡の筆が進入路にあたり、458㎡の筆に住宅が建築されます。申請地の北側に水路がありますのでこちらへ放流となります。

次に整理番号2番について説明いたします。

申請地は、新山交差点から北東へ約700m、阿見東部工業団地の雪印メグミルク阿見工場から南へ約250mに位置しており、周囲は宅地や山林に囲まれ、10ha未満の小集団の農地であり、第3種農地にも該当しないので第2種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

受人は、つくば市に支社を置き、自然エネルギーシステムを用いた売電事業を主に営んでいる法人で、つくば市のほか、県内における農地転用実績が多数あります。

事業計画は、隣接する山林8,157㎡と一体的に利用し、415Wのパネルを4,344枚設置、造成計画については現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設けて当該地を囲い、雨水は自然流下となります。資金計画は自己資金により行います。

他法令等につきましては、埋蔵文化財については、周知の包蔵地範囲外であります。また、県のガイドラインにより、関係各所との調整を了しております。転用面積が3,000㎡を超えるので、今月16日に開催される県の常設審議会へ諮問案件となります。

次に整理番号3番について説明いたします。

申請地は阿見第二小学校から南西へ約650m、学校給食センターから北東へ約550mに位置しており、周囲は宅地等が点在し、周辺の農地を合わせても10ha未満の小集団の農地であり、第3種農地にも該当しないので第2種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

計画内容は、隣接する宅地287㎡と一体的に利用し、木造2階建て建築面積は69.24㎡。造成計画は、最大35cmの盛土を行い、用排水計画は、公共上水道、雨水は敷地内に浸透枳を設けオーバーフロー分を側溝へ放流、汚水雑排水は合併浄化槽で処理後、側溝へ放流します。資金は住宅ローンを利用し、他法令については、都計法第29条許可申請済であります。埋蔵文化財については、周知の包蔵地範囲外であります。

次に整理番号4番について説明します。

申請地は本郷小学校から南西へ約850m、JR常磐線ひたち野うしく駅から北東に約650mに位置しており、周囲に農地は隣接しておらず、第3種農地には該当しないので第2種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

事業計画ですが、大型バス4台分と中型バス1台分の駐車場として整備します。

造成計画については、砕石敷き均し、周囲は町道に面する箇所を除きネットフェンスを設け、相撲部屋に接する箇所は、L型擁壁が施されているので行き来はできません。雨水は自然流下となります。資金は金融機関の融資を利用します。

次に整理番号5番及び6番について説明します。

申請地はセブンイレブン阿見掛馬店から南西へ約100mに位置しており、周囲は10ha以上農地が広がっていることから第1種農地と判断しました。集落に接続して設置されるものであり、選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

この3筆ですが、分筆前の地番において平成23年1月24日付で「植林」を目的とした

農地法第4条の許可があり、地目変更がされないままそれぞれ分筆し、整理番号6番は既に住宅が建築されております。

まず、整理番号5番の事業計画は、木造平屋建て建築面積は119.24㎡。造成計画は現状のまま利用し、用排水計画は、公共上水道、雨水は敷地内に浸透枿を設置し、汚水雑排水は合併浄化槽処理後側溝へ放流します。資金調達は、住宅ローンにより賄い、他法令については、都市計画法第29条許可申請済であります。文化財保護法につきましては、周知の包蔵地には含まれておりません。

次に、整理番号6番の事業計画は、木造2階建て建築面積は76.07㎡。造成計画ほかについては、前者と同じです。こちらについては、追認案件となります。

次に整理番号7番について説明します。

申請地はセブンイレブン阿見実穀店から北東へ約250mに位置しており、周囲は10ha以上農地が広がっていることから第1種農地と判断しました。集落に接続して設置されるものであり、選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

計画内容は、隣接する宅地257.06㎡と一体的に利用し、木造2階建て建築面積は87.09㎡。造成計画は現状のまま利用し、周囲には3m程度の緩衝地を設けます。用排水計画は、地下水汲み上げ、雨水は敷地内に浸透枿を設置し、汚水雑排水は合併浄化槽処理後側溝へ放流します。資金調達は、住宅ローンにより賄い、他法令については、都市計画法第29条許可申請済であります。文化財保護法につきましては、周知の包蔵地内になります。なお、現況が進入路となっている241㎡につきましては、始末書が添付されており、追認案件となります。

整理番号8番について説明いたします。

申請地は君原小学校から西北西へ約150mに位置しており、周囲は宅地や山林に囲まれ、周辺の農地を合わせても10ha未満の小集団の農地であることから、第1種農地に該当せず、また第3種農地にも該当しないので第2種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

受人が代表を務める会社は、動物に関連する事業などを行っており、自宅と併用してふれあい動物園を運営しています。テレビにも取り上げられ来園者が急増し、また来園者の要望もありドックランと駐車場を新たに設ける計画になります。

計画内容は、駐車場29台分。砕石敷き均しで面積は660㎡。ドックラン2区画(458㎡、367㎡)芝生を敷きつめ、高さ1.5m板塀で囲い、駐車場の脇に休憩用のベンチを1箇所設けます。雨水は自然流下となります。資金計画は、土地購入費は自己資金により賄い、造成工事費については会社が負担することとしています。

以上8件につきまして、建築を伴う案件につきましては、県南県民センター建築指導課との調整の上、また、諮問案件及び是正箇所が伴う案件につきまして、内容が確認された場合にあつては、許可の際には許可日を設定することをご了承願います。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

- 議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を2番藤平清子委員、整理番号2番を7番島田辰男委員、整理番号3番を8番小松崎秀昭委員、整理番号4番を2番藤平清子委員、整理番号5番6番を3番吉田和嗣委員、整理番号7番を6番大塚芳夫委員、整理番号8番を、5番吉田修夫委員お願いいたします。
- 2番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は、休耕中の農地で、管理は適正に行われていました。また隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも周辺農地への影響もありませんでした。よって本申請については、お嬢さまで10年特例であり、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 7番： 整理番号2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。

申請地は、隣地境界について問題なく、周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

8 番： 整理番号 3 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。隣地境界について問題なく、周辺への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

2 番： 整理番号 4 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は、休耕中の農地で、隣地境界について問題なく、土地利用計画内容からも周辺農地への影響はありませんでした。しかし、駐車場を作るための砕石が圃場の一部に置いてあり、事前着工という形になっていました。この状況を踏まえて、現状回復してからの再調査ということで、保留と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

3 番： 整理番号 5 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は、管理休耕中の農地で、土地の管理は適正に行われていました。また、隣地境界について問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

整理番号 6 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は、追認案件ではありますが、始末書がついており、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

6 番： 整理番号 7 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は、隣地境界について問題なく、土地利用計画についても、都市計画法第 2 9 条の申請済ということで、世帯分離で行うという内容からも、周辺農地への影響もないと考えますが、先程、事務局からも説明がありましたが、進入路について、すでに砕石が入っていたということで、始末書をいただくということでの追認、住宅の建築場所にも砕石で引き均している状況です。速やかに現状回復することを条件に、現地を再確認したあと、許可相当と判断いたします。現状では、保留と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

5 番： 整理番号 8 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は、周りが山林に囲まれており、周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

事務局： 補足として、整理番号 6 番、なぜ住宅が建築されたのか、当時の 4 条許可の許可が取り消されていないことの証明を、地目変更のためということで令和 3 年にとっていきます。建築の方は許可があったという部分だけがひとり歩きしてしまった状態です。今後、注視しながら、この様なことが起きないように確認していきますので、追認ということで考慮していただけたらと思います。

保留案件につきましても、是正が確認された時点で、会長・担当地区委員と現地確認の上、次の総会を待たずに許可証を発行させていただけたらと思います。

議長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第 1 2 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について、1 番 2 番 3 番 8 番については許可、4 番 5 番 6 番 7 番については保留、本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、1 番 2 番 3 番 8 番については許可、4 番 5 番 6

番7番については保留とすることに決定いたします。

<議案第13号 現況確認証明の発行について（非農地証明）>

- 議 長： 続いて、議案第13号 現況確認証明の発行について（非農地証明）を議題といたします。
- 事務局： 議案第13号 現況確認証明の発行について（非農地証明）
今回は、1件の願出がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。
それでは整理番号1番について説明いたします。
願出地は、県立霞ヶ浦聳学校から東北東へ約800m、上長共同墓地から北へ約300mに位置し、国土地理院の航空写真からも、非農地になってから20年以上経過していることが確認できます。また違反転用に対して是正指導中ではない土地であります。
簡単ですが説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を6番大塚芳夫委員お願いいたします。
- 6番： 整理番号1番について報告します。現地確認の結果、事務局の説明のとおりです。願出地は竹林の形相を呈しており、農業用機械では耕起、整地ができない土地であり、物理的にも困難であるため、今回の非農地証明の発行は、妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議 長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第13号 現況確認証明の発行について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって現況確認証明を発行することを決定いたします。

<議案第14号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について>

- 議 長： 続いて、議案第14号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題と致します。
事務局説明をお願いします。
- 事務局： 議案第14号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について
整理番号1番から11番、地目は田で5筆、3,489㎡、地目は畑で8筆、13,768㎡、面積合計17,257㎡、貸し手11名、借り手5名と1社、賃貸借3件、使用貸借8件、新規設定4件、再設定7件です。詳細については、お読み取りください。
- 議 長： 説明は以上です。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
- 6番： 整理番号2番3番について、受人の株式会社〇〇という会社は、どのような目的で借りているのでしょうか。
- 10番： さつまいもですね。規模を拡大しています。
- 6番： 会社で借りているのですね。
- 10番： 会社名義で借りていますね。〇〇さんが代表です。
- 議 長： 他、質疑はありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第14号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第15号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について>

議 長： 続いて、議案第15号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第15号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について 農地中間管理事業の一括方式による契約となります。

整理番号1番から5番、地目は田で5筆、8,792㎡、地目は畑で5筆、10,286㎡、面積合計19,078㎡、貸し手5名、借り手1名と1社、契約内容は賃貸借が5件です。詳細については、お読み取りください。

議 長： 説明は以上です。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第15号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について を採決いたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり決定いたします。

<議案第16号 農地の競売・公売参加に対する買受適格証明の発行について>

議 長： 続いて、議案第16号 農地の競売・公売参加に対する買受適格証明の発行について を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第16号 農地の競売・公売参加に対する買受適格証明の発行について

買受適格証明(法第3条に係るもの)につきましては、別添「農地法関係事務処理手引き」抜粋のとおりになります。今回は2件の願出があり、いずれも公売に参加しようとするものです。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号1番について説明いたします。

願出地は、本郷小学校から西へ約450mに位置しています。農地台帳を確認し、耕作地は全て畑で、H29.12.1から10年間の利用権設定(使用貸借)がされています。農機具等の保有状況は耕耘機1台。落札の際には、田植機等を親族から借りて水稻を耕作するとの事でした。

農作業に従事する者の状況は、本人と妻が農作業経験等5年、従事期間240日。長男(公務員)1年、150日です。

整理番号2番について説明いたします。

願出地は、本郷小学校から南東へ約450mに位置しています。つくばみらい市において自作地 田19,374㎡、畑6,328㎡で、作付け作物は水稻、落花生、サツマイモです。願出地における作付け予定作物は、落花生です。農機具等保有状況は、耕耘機2台、管理機1台、トラクター2台、田植機2台、コンバイン1台、軽自動車1台、3tトラック(機械運搬用)1台。農作業場3棟83㎡。自宅から願出地までの距離は約18km。自動車です。

農作業に従事する者の状況は、本人と妻が農作業経験等60年、従事期間250日。臨時雇用で、年間延べ日数150日です。

以上2件につきまして、いずれも農振農用地域内の農地で、賃借権等により耕作等が行われている農地ではありません。落札の際には、農地法第3条許可申請を行います。当該許可の申請書を提出した場合において、会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、許可をして差し支えない旨についても併せてご審議願います。

入札期間はR4.5.12午前9時からR4.5.19午後5時になります。

説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番2番を2番藤平清子委員、機械確認について4番本間保委員お願ひいたします。

2番： 整理番号1番2番について報告します。お二人とも、下限面積の50aを満たしており、農機具保有状況も問題ありませんでした。よって、今回の買受適格証明の発行は、妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願ひします。

4番： 整理番号2番について追加で報告します。農機具の現地確認の結果、申請者はトラクター等を有しており、今回の買受適格証明の発行は、妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長： 説明は以上です。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番： 年齢はいくつでしょう。

事務局： 整理番号1番68歳、整理番号2番77歳です。

6番： 整理番号2番、〇〇市から18km、車で30分かかるようですが、現実的に大丈夫でしょうか。トラクターの運搬等、どのような感じでしょうか。

会長： 現地で機械確認をしてきましたが、トラクター等の運搬用に3tトラックスライド式がありました。つくば市北条で田、また埼玉県でも耕作しているという経験があるので大丈夫というお話でした。作業場は太田胃散の工場近くにありました。

事務局： 国道408号線森林総合研究所の裏に倉庫があり、機械が置いてありました。そちらから運搬するというので、比較的距離はないと思います。

議 長： 他、質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第16号 農地の競売・公売参加に対する買受適格証明の発行についてを採決いたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって買受適格証明を発行することを決定いたします。

<報告事項>

議 長： これより報告事項に入ります。事務局お願いします。

事務局： 報告第4号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について 岡崎一丁目地内で1件です。

報告第5号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について うずら野二丁目地内ほか4件です。

報告第6号 農地法18条第6項の規定による通知書の受理について 大字福田地内ほか3件です。

報告第7号 非農地判断について こちらは、令和3年度に、君島地区をモデルとして現地調査を行った結果、非農地判断59件となりました。

阿見町農業委員会事務局処理規程第6条に基づき専決処分したので報告させていた

議 長： 以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願
だきます。
いします。

<その他>

事務局： その他（事務連絡）

①今後の予定

じゃがいも収穫体験 荒川沖幼稚園 さくら保育園 詳細は後日
さわやかフェアの参加について 6月総会にて 意見聴取

②現地調査及び総会の予定

6月現地調査 6月 9日（木）当番委員 5番 吉田修夫委員
当番委員 6番 大塚芳夫委員
6月定例総会 6月10日（金）午後3時から

③人農地プランの実質化について

地域の農業の推進方法や方向性について、各地域の担い手、地権者と共
に考え、有効な農地の利用を中長期的に考える話し合いをなささい。また、
農業委員、推進委員も積極的に話し合いに参加するよう法律で明確にうた
われています。

昨年度、農業振興課において、竹来、廻戸、大室、掛馬地区で座談会を進
めて来ました。

今年度、農業振興課と農業委員会とで連携し、地域を選定し進めていき
たいと考えておりますので、地域が決定しましたら、関係する農業委員、推
進委員にご協力をお願いいたします。

議 長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませ
か。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後4時10分 閉会

議 長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印